

公 告

滋賀県彦根市松原町ならびに米原市磯の区域の一部を受益地域(別紙のとおり)とする松原地区土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)を県営土地改良事業として施工することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見のある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年7月22日

記

1. 縦覧に供すべき書類の名称

県営松原地区土地改良事業計画概要書(県営特定農業用管水路等特別対策事業)

2. 縦覧の期間

令和8年7月22日から令和8年8月20日

3. 縦覧の場所

滋賀県彦根市役所産業部農林水産課ならびに

滋賀県米原市役所経済環境部農政課

なお、彦根市、米原市のウェブサイトでも閲覧することができる

彦根市 <https://www.city.hikone.lg.jp/daiji/totikairyouhou/index.html>

米原市 https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/nousei/nouson_seibi/24104.html

4. 意見書の提出方法等について

(1) 意見の提出先

①郵便 〒522-0002

滋賀県彦根市松原町字大黒3758番地(彦根市北部土地改良区内)

県営松原地区土地改良事業 申請人代表 前川 利之

②ファクシミリ

0749-26-3660

③電子メール

hokubutochi@kuf.biglobe.ne.jp

(2) 意見書の提出期限

令和 8 年 8 月 20 日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これは、必要に応じ当方から問い合わせさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合がありますと共に、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。